第二千四百十八号

平成十六年十二月十五日(水曜日)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退...... 結核予防法による医療機関の指定...... 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 軽油引取税に係る特約業者の指定. 告 目 示 次 (税 (保健衛生課) ... 同 同 務 · ::

先機

出

関

土地改良事業の工事の完了......

(水産事務所)

:

≕.

平成十年四月一日号外第三十五号教育委員会中..... 土地改良区の役員の住所変更 正 誤 水地 所産方 :

青

(職員福利課) :

三.

示

青森県告示第七百三十八号

税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則 り、北海道知事、愛知県知事、兵庫県知事及び岡山県知事から次の者につき軽油引取 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の二第二項前段の規定により 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第二項の規定によ

有限会社根木石油	岸本憲二	中部三愛石油株式会社	札幌三愛石油株式会社	氏名又は名称
根木		永 松	土橋	氏代表
薫		慎一	幸彦	者名の
岡山県岡山市神崎町一九六	呂二七五兵庫県加古川市上荘町見土	町一〇一一愛知県名古屋市天白区高宮	条東一四の一の一 北海道札幌市東区北四十二	所在地主たる事務所又は事業所の
九六	"	*	宗平	年指 月 日定

青森県告示第七百三十九号

の二第二項後段の規定により告示する。 ので、青森県県税条例施行規則 ら次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があった 富山県知事、長野県知事、愛知県知事、 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第九項の規定によ 北海道知事、福島県知事、 栃木県知事、埼玉県知事、東京都知事、 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条 和歌山県知事、 香川県知事及び大分県知事か 神奈川県知事、

平成十六年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

協同組合福島トラック運送事業	大津石油株式会社	氏名又は名称
尾形角次	大津 尚久	氏代 表 者
若狭小屋一四の六福島県福島市飯坂町平野字	北海道釧路市宝町三の六	所在地主たる事務所又は事業所の
	三平 ・成 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年指 月取 日消
	同組合	同組合 尾形 角次 若狭小屋一四の六 三島トラック運送事業 尾形 角次 福島県福島市飯坂町平野字 三津石油株式会社 大津 尚久 北海道釧路市宝町三の六 平1

告示する。

平成十六年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

六・ 九・三0	云	大分県日田市大字三和四三	諌山 敏也		ライン 株式会社ヒヤマオイル
☆11.10	云	七一の九香川県高松市前田東町一一	童 井 明 弘		壷井商事株式会社
六七三	云	市場一三五市場一三五市場一三五市場一三五市場一三五市場の			佐田登嗣
☆ 10•二九	云	の一 愛知県豊田市陣中町二の三	石村 芳弘		協同石油株式会社
∻10·1 八	云	の一六長野県佐久市中込一の二八	木内洋明		株式会社木内石油
 六 二 二	云	五〇四富山県東礪波郡城端町西上	大西正隆	+	大正株式会社
示一	云	丁目八神奈川県横須賀市安浦町二	義孝		辰已石油株式会社
・ゼミ	14.	三丁目四の九神奈川県川崎市幸区南加瀬	沼田昌彦		沼田石油株式会社
一六・八三	云	四四の一 東京都八王子市小比企町五	岡田 亨司		有限会社岡田商店
4. 二()	幸	七 東京都八王子市楢原町三九	中村光雄		株式会社中村商店
↑売	示	埼玉県蓮田市根金一五七三	野口進		有限会社野口油店

青森県告示第七百四十号

より告示する。 で、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の六第一項の規定に 第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、同法

平成十六年十二月十五日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

ションクリニック大里脳神経リハビリテー 名 称 八戸市新井田西三丁目一五の 所 在 地 五 平成||六||三 指定年月日

青森県告示第七百四十一号

四十二号) 第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。 指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、 次の

平成十六年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

おくでら薬局	名称
むつ市新町二七の八南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山七の一八	所
人字柏木町字	在
藤山七の一八	地
平成示言一	年 指 日 日 日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 小泊地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

平成十六年十二月十五日

北地方農林水産事務所長

斉

藤

剛

中山間地域総合整備 (農道整備、

ほ場整備) 事業

県営土地改良事業の名称

平成十六年十一月三十日

工事完了年月日

理

事

小比類巻石雄

三沢市大字三沢字園沢一一八新住所

平成||六||・|

三沢市大字三沢字向平二旧住所

青

正

誤

号外第三五号 平成¹0· 鬥· —

訓令甲

第三号

五

上

 $\frac{-}{\circ}$

証明

照明

発行年月日

 $\overline{\mathsf{X}}$ 分

番

号

ページ

段

行

誤

正

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、淋 土地改良区の役員の住所変更

代平土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項

の規定により公告する。 平成十六年十二月十五日

上北地方農林水産事務所長

岩 渕

肇

名 住 所 年 住所変更の

区役 員 別の

氏

教育庁職員福利課

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

| 年間日・水・金曜日発行